

広島県告示第 62 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 1 月 22 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	三原市沼田西町松江 2151-1 山陽乳業株式会社 代表取締役 木原 正勝
工場又は事業場の所在地及び名称	三原市沼田西町松江 2151-1 山陽乳業株式会社

2 申請の内容

2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 1 基を廃止し、1 基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 1基 (C I P (自動洗浄装置) No. 1) 廃止

(その2)

種 類		2 ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 1基 (C I P (自動洗浄装置) No. 1)		
能 力 (1 日 あ た り)		80 トンを送液		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		4時間断続 (なし)		
項 目		通 常	最 大	
使 用 の 方 法	排 出 さ れ る 汚 水 態 状	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	9~9.5	9~9.5
		生物化学的酸素要求量	190	210
		化学的酸素要求量	240	290
		浮遊物質質量	15	20
		窒素含有量	10	15
		燐含有量	5	8
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	6	7
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		24
汚 水 等 の 排 出 先		固液分離装置		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 21 年 1 月 22 日から平成 21 年 2 月 12 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課並びに三原市環境政策課